

例) 対象施設：特殊溶剤を使用する工場、粉じんを発生する作業場、溶接現場、ホルマリン・エチレンオキシドを使用する病院等

作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)	関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存
①※ 土石・金属・炭素等の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の粉じん濃度及び粉じん中の遊離けい酸含有率	6ヶ月以内に1回	7年
②※ 第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6ヶ月以内に1回	3年
3 著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590 591条	等価騒音レベル	6ヶ月以内に1回	3年
4 暑熱寒冷又は多湿の屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度及びふく射熱	半月以内に1回	3年
⑤※ 特定化学物質等(第1類物質または第2類物質)を製造しまたは取り扱う屋内作業場など	特化則36条	第1類物質または第2類物質の空气中的濃度	6ヶ月以内に1回	3年 特定の物は30年
⑥※ 一定の鉛業務を行う作業場	鉛則52条	空气中的鉛の濃度	1年以内に1回	3年
7 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則7条	一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率、室温及び外気温、相対湿度	2ヶ月以内に1回	3年

表中の○印は指定作業場を、※印は作業環境評価基準の適用される作業場を示す。